

千葉工業同窓会千葉市支部規約

(名称)

第1条 本会は、千葉工業同窓会千葉市支部と呼称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦融和を図り、知識の啓発と情報等の交流を通じ、会の発展ならびに母校の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を事務局長宅に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 会員名簿の発行
2. 支部会報の発行
3. 支部総会の開催
4. 会員相互の親睦融和を図るための行事
5. その他必要と認める事業

(会員)

第5条 本会は、年会費を納入した次の会員をもって組織する。

1. 千葉工業学校、千葉工業高等学校及び併設中学校の卒業生をもって組織する。
2. 原則として、千葉市内在住者・出身者及び勤務者をもって組織する。
3. 元校長及び教職員で入会を希望する者については特別会員とする。
4. 会員の入脱会の手続きについては、細則に定める。

(会費)

第6条 本会の会費は次の通りとする。

1. 令和9年度以降の年会費は3,000円とし、会費は年度当初に納入する事とする。
なお、納入済の年会費は脱会しても返還しない。
2. 年会費のほか、会員の自主的な寄付金を受領することができる。
3. 原則として、年会費をもって運営するが、特別の事情がある場合は総会に諮り、臨時に徴収する事ができる。

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

支 部 長	1 名
副 支 部 長	若干名
事 務 局 長	1 名
会 計	1 名
会 計 補 佐	1 名
会 計 監 査	2 名
常 任 幹 事	若干名

顧問 若干名
相談役 若干名

(役員を選出)

第8条 役員は、次の方法によって選出する。

1. 支部長、副支部長、事務局長、会計、会計補佐、常任幹事は総会において選出する。
2. 会計監査は常任幹事会により選出し、総会において承認を受ける。
3. 顧問・相談役は常任幹事会の決議により支部長が委嘱する。
3. 支部長代行は常任幹事会の決議により選出する。

(役員職務)

第9条 役員職務は次の通りとする。

1. 支部長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し会務を分担する。また、支部長に事故あるときは1名が支部長代行として職務を代行する。
3. 事務局長は、会の総務に関する事務を担当する。
4. 会計は、会の会計に関する事務を担当する。
5. 会計補佐は、会の会計に関する事務を分担する。
6. 常任幹事は、会務に直接参画し分担する。
7. 会計監査は、会務及び会計処理状況を監査する。
8. 顧問・相談役は、会の基本的運営事項について支部長の相談に応ずる。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、総会まではその任にあたるものとする。但し、再選、再任は妨げない。任期中に欠員が生じたときは、必要に応じ第8条に基づき選出し、その任期は前任者の残り期間とする。

(会議)

第11条 会議は、総会、常任幹事会及び特別委員会とする。

1. 総会は、毎年1回、支部長が招集し開催する。また、必要のある場合は、常任幹事会の決議を経て、支部長は臨時に招集することができる。
2. 常任幹事会は、支部長が必要により役員を招集し開催する。
3. 会務の遂行上必要のある場合は、常任幹事会の承認を得て特別委員会を置くことができる。なお、特別委員会の委員は支部長が委嘱する。

(総会の審議事項)

第12条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

1. 会務報告及び収支決算に関する事項
2. 会務計画及び収支予算に関する事項
3. 規約改定に関する事項
4. 第8条の総会における役員選出に関する事項
5. その他特に重要な事項

(常任幹事会の審議事項)

第13条 常任幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

1. 総会に提案する議案に関する事項
2. 総会で議決された会務計画の実行に関する事項
3. その他重要と思われる事項

(議決)

第14条 会議における議決は、すべて出席者の過半数の賛同を得て決するものとする。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第16条 本規約に明文なき事項については、常任幹事会で議決し次期総会において承認を得るものとする。

付則

1. 本規約は平成26年4月27日に制定し実施する。
2. 設立時の役員は、設立委員会で選出し、設立総会で承認を得るものとする。

改定記録

1. 令和2年4月12日 7条地区幹事削除改定
2. 令和3年4月11日 6条4項追加、8条5項追加、9条2項改定
3. 令和4年4月10日 7条幹事削除、8条1項幹事削除、9条8項削除、11条3項削除
4. 令和5年4月9日 5条2項 地域削除、6条1項年会費減額、7条事務局次長廃止、
地区長廃止、8条4項削除、9条10項削除、11条3項4項削除、
付則3項4項削除
5. 令和8年4月12日 6条1項会費の変更